

令和2年3月19日

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

「民法の一部を改正する法律」を踏まえた
「夢ふくらむ支店」各種規定改定のお知らせ

日頃は、当金庫「夢ふくらむ支店」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫「夢ふくらむ支店」では、令和2年4月1日から「民法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、「夢ふくらむ支店」の各種規定の一部を改定いたします。また、平成30年に金融庁が公表しました「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく取引時確認や、取引制限・解約事由等についての記載を追加いたしました。当金庫が求める確認資料を適切にご提出いただけない場合や、当金庫が不審と判断した場合には、お取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただく場合がございます。

なお、改定後の規定は、すでにお取引のあるお客さまに関しましても適用されますのであらかじめご了承ください。

また、ご不明な点がございましたら、当金庫の「夢ふくらむ支店」にお問い合わせください。

記

1. 改定日

令和2年4月1日（水）

2. 主な改定内容

- (1) 定期預金の満期前解約の制限の明確化
- (2) 上記(1)に伴う利息条項の明確化
- (3) 成年後見人等が成年被後見人等となった時の届出
- (4) 規定改定時の周知の明確化
- (5) 取引時確認の追加
- (6) 取引制限および解約事由の追加

3. 改定の対象となる規定

- (1) 夢ふくらむ支店 取引規定
- (2) 夢ふくらむ支店用 普通預金規定
- (3) 夢ふくらむ支店用 キャッシュカード規定
- (4) 夢ふくらむ支店用 定期預金規定
- (5) 宝くじつき定期預金 景品規定
- (6) 夢ふくらむ支店用 振込規定

以 上